

競争入札による契約の結果

【令和4年7月分】役務・物品購入等

独立行政法人都市再生機構本社

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	一般競争・指名競争の別 (総合評価方式の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
令和4年度LBPの貸貸借・導入・製品保守等業務	分任契約担当役 本社 総務部長 長濱 寿夫 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	令和4年7月13日	(株) 日立システムズ 東京都品川区大崎1-2-1	6010701025710	一般競争入札 (総合評価方式)	459,389,700円	315,808,141円	68.7%				
令和4年度本社乗用自動車の運行管理	分任契約担当役 本社 総務部長 長濱 寿夫 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	令和4年7月20日	国際ハイヤー(株) 東京都品川区西品川1-8-2	1010401090687	一般競争入札 (総合評価方式)	100,236,400円	78,059,135円	77.9%				
令和4年度タブレット端末の借入	分任契約担当役 本社 総務部長 長濱 寿夫 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	令和4年7月15日	ソフトバンク(株) 東京都港区海岸1-7-1	9010401052465	一般競争入札	9,765,123円	8,251,320円	84.5%				
令和4年度機構のBIMガイドラインに基づくモデリング研修業務	分任契約担当役 本社 総務部長 長濱 寿夫 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	令和4年7月19日	(株) 大塚商会 東京都千代田区飯田橋2-18-4	1010001012983	一般競争入札	78,653,300円	73,011,400円	92.8%				
賃貸住宅の入居者募集に関する市場調査等業務	分任契約担当役 本社 総務部長 長濱 寿夫 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	令和4年7月29日	(株) リクルート 東京都千代田区丸の内1-9-2	5010001149426	一般競争入札	6,897,000円	6,600,000円	95.7%				
令和4年度採用活動オンライン化に係るタブレット等の貸貸借	分任契約担当役 本社 総務部長 長濱 寿夫 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	令和4年7月20日	(株) モバイル・プランニング 東京都中央区築地2-1-17	6010401081418	一般競争入札	4,421,429円	2,597,100円	58.7%				
年金運用コンサルティング業務	分任契約担当役 本社 総務部長 長濱 寿夫 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	令和4年7月20日	(株) 大和ファンド・コンサルティング 東京都千代田区丸の内1-9-1	1010001106901	一般競争入札 (総合評価方式)	33,574,200円	22,000,000円	65.5%				
令和4年度情報化統括責任者(CIO)補佐官等業務	分任契約担当役 本社 総務部長 長濱 寿夫 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	令和4年7月1日	PwCコンサルティング(合) 東京都千代田区大手町1-2-1	1010401023102	一般競争入札 (総合評価方式)	319,586,352円	128,700,000円	40.3%				
令和4年度固定資産管理システムの改修業務	分任契約担当役 本社 総務部長 長濱 寿夫 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	令和4年7月27日	(株) 日立システムズ 東京都品川区大崎1-2-1	6010701025710	一般競争入札	119,004,600円	118,580,000円	99.6%				

※1 単価契約の場合は、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。

競争入札による契約の結果

【令和4年7月分】役務・物品購入等

独立行政法人都市再生機構本社

工事、業務又は物品購入等契約の 名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその 所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名 及び住所	契約相手方の法人番号	一般競争・指名競争の別 (総合評価方式の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備 考
									公益法人の区分	国所管、都道府 県 所管の区分	応札・応募者数	

※2 公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

※3 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

【対象となるもの】

- ・予定価格が250万円を超える工事又は製作
- ・予定価格が160万円を超える財産の買入れ
- ・予定賃借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入
- ・予定価格が100万円を超える役務

ただし、機構の行為を秘密にする必要があるものを除く。